

14 児童手当について

中学校を卒業するまでの子どもを対象として、養育者に支給される手当です。

平成24年3月30日に改正「児童手当法」が成立した。平成24年4月分から子ども手当が廃止され平成24年6月分からは児童手当に所得制限が導入された。

<支給額（月額）>

0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)

3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 : 10,000円(一律)

所得制限限度額以上所得上限額未満の場合（特例給付になった場合）

児童1人あたり : 5,000円

所得制限上限額を超過する場合は対象外

<支給について>

県教育庁教職員課より、毎年2・6・10月に、振込通知が届きます。

↓

当月21日(給与支給日)に職員の給与第3口座に振込まれます。

↓

職員に通知し、振込通知は学校で保管します。

<児童手当の確認>

6月頃に県教育庁教職員課から出される「現況届」提出の通知文に従って事務処理をお願いします。

<児童手当の認定>

お子さんの出生等で、新たに支給要件が発生した職員については、「児童手当認定請求書」もしくは「児童手当額改定認定請求書」(第2子以降)を15日以内に提出し、認定手続きをする必要があります(令和4年10月より臨時的任用職員(N番)は県から支給され、臨時的任用職員(P番)は本人が各市町にて認定手続きをしていただくことになりました。児童手当の認定先が福井県から適用外となった時は、児童手当受給事由消滅届をすみやかに提出します。採用・任用替の際は注意が必要です。)。世帯全員の住民票(新たに支給要件が発生した時は職員の所得証明書、配偶者が職員の所得証明書上で控除対象配偶者でない時は配偶者の所得証明書も、臨時的任用職員は辞令の写し)を添付します。

提出の翌月分から、児童手当が支給されます。

<注意！>

児童手当は、他の手当とは違い、手当の認定は県教委が行います。